

「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」(抜粋)
(令和6年1月25日 令和6年能登半島地震非常災害対策本部)

《中小・小規模事業者の支援》

- 施設等の復旧を支援(なりわい再建支援事業(補助率3/4等(※1)、最大3億円(富山・福井・新潟)又は15億円(石川)))

※1 多重被災事業者は、石川：最大5億円、
富山・福井・新潟：最大1億円までは定額補助可

復興事業計画に基づいて復興に取り組む被災中小・小規模事業者について、工場・店舗などの施設や、生産機械などの設備の復旧費用を補助

- 小規模事業者の販路開拓を支援(災害支援枠(補助率2/3等、最大200万円))
- 伝統産業の事業継続に必要な道具や原材料の確保等、迅速な事業再開の後押し

被災した酒類業者に対する支援のため、被災状況や酒類業者のニーズを踏まえつつ、被災酒類に係る酒税相当額の還付手続の特例措置等を実施するほか、酒蔵が数多く存在する能登地域を始めとする、被災酒蔵等への技術支援を行う。

- コロナ債務返済負担軽減策(リスケ時の追加保証料ゼロ、劣後ローンにおける金利優遇措置、二重債務問題への対応等)

コロナ禍における民間金融機関による実質無利子・無担保融資(民間ゼロゼロ融資)等の返済条件変更にあたって被災事業者に生じる追加保証料をゼロとする支援(※2)を行う。

コロナ資本金劣後ローンを利用する被災事業者について、被災地の事業者の実情を踏まえた弾力的・迅速な対応、災害対応など資金使途の明確化、金利負担軽減策(※2)を講じるとともに、利用促進を図り、資金繰りの円滑化と事業の復旧を支援する。

コロナ借換保証(伴走支援型特別保証)の利用に必要な計画提出の猶予(※2)等を行う。

※2 石川県内の災害救助法適用地域に所在し、直接被害を受けた事業者が対象

- 資金繰り支援（日本政策金融公庫：別枠3億円、金利0.9%引下げ（上限・期間あり）等）

（災害関係保証及びセーフティネット保証4号の適用、小規模企業共済の契約者に対する無利子貸付等の資金繰り支援を行う。）

（日本政策金融公庫等において、災害復旧貸付、新たに創設する特別貸付（別枠3億円、金利0.9%引下げ（上限・期間あり）等）により、長期・低利の融資を行うとともに、マル経融資（小規模事業者経営改善資金）等において通常枠とは別の貸付枠を設け、低利の融資を行う。）

（日本政策金融公庫や民間金融機関等の既往債務について、被災した中小・小規模事業者やその取引関係のある事業者の実情に応じた返済条件の緩和・弾力化等を行う。）

- 能登半島産品の販売促進支援（特設サイト、販促イベント）

（被災地の復旧・復興状況を踏まえつつ、特に被害を受けた能登地域については、ウェブの特設サイトや販促イベント等を通じ、能登半島ならではの物産品の販路拡充支援等を行い、地場産品の消費拡大を図る。）

《地域の雇用対策等》

- 雇用調整助成金の助成率引上げ（中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3）、支給日数延長（100日/年→300日/年）等

（生産指標要件や雇用量要件等の支給要件の緩和、助成率の引上げ、支給日数の延長を行う特例措置を講じる。）

- 災害によって事業所が休止した場合等にも雇用保険の失業手当支給

（雇用保険の基本手当（失業手当）について、激甚災害の対象地域に所在する事業所が休止・廃止したことにより、労働者が休業して賃金を受け取ることができない場合等であっても支給する。）

（こうした特例を丁寧に説明するため、石川・新潟・富山・福井各県の労働局等に特別労働相談窓口を設置し、事業主や労働者からの相談に応じるほか、支援施策や労働条件について事業主等が守るべき事項について分かりやすく取りまとめ、SNS等を通じて周知する。）